平成２２年（フ）第１９５８号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目22番８号　エミネンス南里Ⅰ―101号
債務者　白瀧　智信
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９６２号
福岡市東区土井２丁目33番30―506号
債務者　石田　公樹
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９６７号
福岡市西区福重団地４番805号
債務者　村田　恵美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９６９号
福岡市西区下山門２丁目８番１号
債務者　片渕　実季（旧姓五島）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８０号
福岡市博多区元町２丁目２番１―731号
債務者　吉田　和幸
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８３号
福岡市西区下山門団地５番２―406号
債務者　有吉　有紀
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９０号
福岡市西区石丸１丁目26番26―202号
債務者　後藤　忠紀
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０００号
福岡市城南区樋井川２丁目11番18―205号
債務者　川橋　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２００７号
福岡市南区若久６丁目19番23―２号
債務者　山口　清一
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０２１号
福岡市博多区昭南町３丁目３番２号
債務者　大黒屋精肉店こと　親川　泰徳
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０２９号
福岡市早良区曙１丁目12番13―301号
債務者　大野千鶴子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０５１号
福岡市中央区草香江１丁目７番９―301号
債務者　中野　文江（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０７２号
福岡市城南区七隈５丁目９番19号
債務者　青木美弥子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０７４号
福岡市南区井尻１丁目32番14―302号
債務者　氏川　晴之
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９２号
福岡県古賀市日吉２丁目10番１―1009号
債務者　長門石千春
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９５号
福岡市南区井尻３丁目６番26―104号
債務者　坂本　一也
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１０号
福岡市東区八田２丁目28番１―404号
債務者　新保　　純
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７２号
福岡県春日市千歳町１丁目61番地レガリータ春日駅前101号
債務者　猪本　樹梨
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部